

きんしん法人インターネットバンキング取引明細通知サービス利用規定

第1条 サービスの取扱

1. サービスの内容

取引明細通知サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、きんしん法人インターネットバンキングの契約者のうち本サービスの利用を契約された方（以下「利用者」といいます。）が、あらかじめ指定した利用口座における入出金明細または振込入金明細のデータを一般社団法人全国銀行協会がデータ伝送を行うために規定したフォーマットで作成されたファイル（以下「全銀ファイル」といいます。）にて取得することができるサービスをいいます。

2. 対象者・利用資格者

（1）本サービスの対象者は、以下の全てを満たす法人、法人格のない団体（任意団体は除きます。）および個人事業主等とします。

①本利用規定に同意される方

②当金庫本支店に当座預金または普通預金を開設している方

③きんしん法人インターネットバンキングを契約されている方

（2）本サービスの利用資格者は、管理者および利用者としてします。

3. 利用申込

本サービスの利用を申込まれるお客さまは、本利用規定およびその他関連諸規定の内容に同意のうえ、「きんしん法人インターネットバンキング取引明細通知サービス申込書（以下「申込書」といいます。）」に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。

4. 契約の成立

本サービスの利用に関する利用者と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、当金庫所定の方法によるお客さまの申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

5. 手数料等

（1）本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の契約料（契約時のみ）、月額基本手数料（以下「利用手数料」といいます。）および消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）をお支払いいただきます。当金庫は、利用手数料および消費税について、当座勘定規定、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。以下同じ。）およびその他当金庫が定める規定等にかかわらず、当座小切手または通帳・払戻請求書の提出を受けることなしに、申込書により届出の代表口座から当金庫所定の日に自動的に引落しするものとします。

（2）当金庫は、利用手数料を変更する場合があります。変更する場合には、利用者に事前に通知または公表するものとします。

第2条 本人確認

本サービスをご利用いただく際の本人確認方法は、「きんしん法人インターネットバンキング利用規定」第2条によるものとします。

第3条 提供する取引明細の内容

- (1) 当金庫が提供する取引明細の対象期間および明細の仕様については当金庫所定のものとします。
- (2) 既に提供した取引明細について、提供後に振込依頼人から訂正依頼がある等により取引内容に変更があった場合は、提供した取引内容と実際の取引内容が異なる場合があります。この場合、当金庫は取引内容に変更があった旨の通知は行いません。最終的な取引内容については利用者自身が当座預金明細や通帳等で確認するものとします。当金庫は、本サービスにより提供した取引内容と実際の取引内容が異った場合に、そのために生じた損害については責任を負わないものとします。
- (3) 利用者は、パソコンより当金庫所定の事項および方法により当金庫に送信することで全銀ファイルを取得することができます。当金庫は受信した内容を依頼内容とします。

第4条 届出事項の変更等

本サービスにかかる印章を失った場合または印章・氏名・住所その他の届出事項に変更があった場合、利用者は、直ちに当金庫所定の書面によりサービス利用口座保有店に届け出るものとします。なお、届出事項の変更は、当金庫の手続が完了した時より有効とし、手続完了前に生じた損害について、当金庫は責任を負わないものとします。

第5条 免責事項等

本サービスの利用にかかる免責事項は、「きんしん法人インターネットバンキング利用規定」第11条第1項から第3項によるものとします。

第6条 解約等

本サービスの解約は、「きんしん法人インターネットバンキング利用規定」第12条第1項から第4項によるものとします。

第7条 規定等の準用

本利用規定に定めのない事項については、「きんしん法人インターネットバンキング利用規定」の各条項により取扱うものとします。

第8条 規定の変更等

当金庫は、本利用規定の内容を任意に変更できるものとします。

変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負わないものとします。

第9条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に利用者または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第10条 準拠法・合意管轄

本契約および本サービスの準拠法は、日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合の管轄裁判所は、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上